

会 員 各 位

鶴 岡 商 工 会 議 所
会 頭 上 野 雅 史

第 2 3 回 鶴岡商工会議所創業・創立記念会員事業所顕彰

本顕彰は、毎年 10 周年、20 周年、30 周年等、10 年を単位とした創業・創立記念（出先企業においては支店、営業所の開設記念）の年にあたる会員事業所の皆様に対し、当所会頭名による顕彰を行い、永年のご努力に敬意を表するとともに、記念すべき年をお祝いするものです。

つきましては、該当される場合には裏面顕彰規程並びに下記要領をご了承の上、9 月 30 日までに別紙様式の申請書により、ご申請下さるようお願い申し上げます。

記

1. 顕彰対象事業所

下記①～③全てに該当される事業所

① 当所会員事業所であること。

② 令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までの間に、10 周年、20 周年、30 周年等 10 年を単位とした創業・創立（出先企業においては支店、営業所の開設）記念日を迎えること。

※ たとえば昭和 31 年に創業されて今年で満 70 年を迎えられる会員事業所が該当となります。

※ 個人事業から現在法人化している場合には、個人事業創業からの年数が対象となりますので、ご注意ください。

③ 別紙様式の申請書により、締切日までに申請のあった事業所であること。

2. 顕 彰 式

（会員企業従業者表彰と同時に開催いたします）

令和 8 年 1 1 月 2 6 日（木） 東京第一ホテル鶴岡

顕 彰 式 午後 5 時 3 0 分～6 時 「2 階 鶴の間」

受賞祝賀会 午後 6 時 1 5 分～ 「1 階 鳳凰の間」

（10 月開催の常議員会にて顕彰決定後にご案内をいたします）

3. 申請締切日 令和 8 年 9 月 3 0 日（水）まで（期限厳守して下さい）

※行き違いを防ぐため、窓口または郵送のみの受理とします。

FAX・E-mail での申請は不可としますのでご了承下さい。

4. お 問 合 せ

鶴岡商工会議所 総務企画課 総務係 鶴岡市馬場町 8-13

TEL: 0235-24-7711 FAX: 0235-24-6171 以 上

鶴岡商工会議所

創業・創立記念会員事業所顕彰規程

（目 的）

第1条 本所会員事業所の永年に亘る企業活動を称え、本規程により顕彰することにより、その歴史を広く知らせ、もって社会的信頼性の高揚に資するとともに本市経済発展の一助とすることを目的とする。

（対 象）

第2条 本所会員事業所にして、10周年、20周年、30周年等、10年を単位とした創業・創立記念（出先企業の場合は支店、営業所等の開設）の年（1月1日から12月31日）にあたり、所定の申請書により申請があった事業所とする。

（被顕彰事業所の決定）

第3条 被顕彰事業所は、申請にもとづき常議員会において決定する。

（顕彰の方法）

第4条 顕彰は、年1回とし、鶴岡商工会議所会頭名の顕彰とし記念品を贈呈する。

（その他）

第5条 その他本規程に定められたものの他、必要な事項は会頭が別に定める。